

お願い

当院では、

**インフルエンザ及び新型コロナウイルス
罹患後の治癒証明書や陰性証明書の発行
は原則として対応しておりません。**

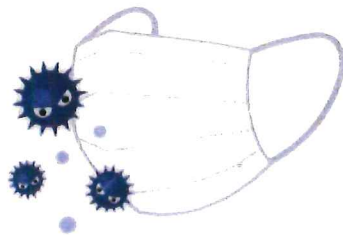
誠に恐縮ですが、ご理解とご協力をよろしくお
願いいたします。

診断や治癒の判断は、

診察に当たった医師が身体症状や検査結果等を総合して医学的知見に基づいて行うものです。

インフルエンザや新型コロナウイルスの陰性を100%証明することは、一般的に困難であり、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくありません。

(※厚生労働省 第26回厚生科学審議会感染症部会報告資料より引用)



もし、職場で陰性証明者や治癒証明書の提示を求められた場合は最寄りの保健所にお問い合わせください。

秋田厚生医療センター 院長